

令和6年4月 認定こども園（2号利用）の利用申込みについて

1 練馬区内の認定こども園

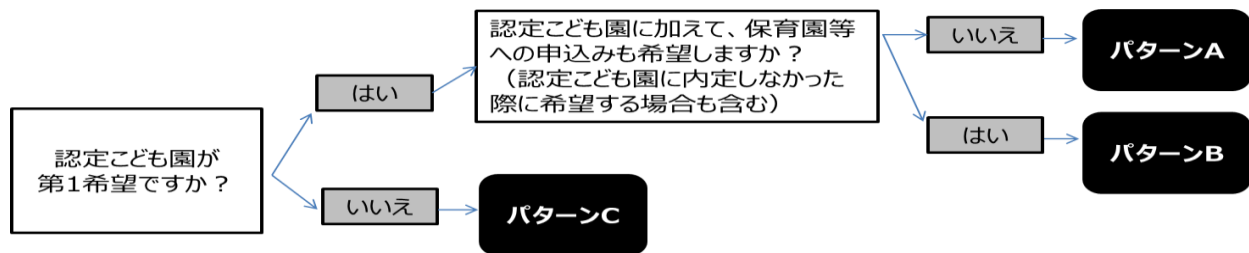
園名	住所	電話番号	募集予定人数
石神井南幼稚園	下石神井4-21-23	3995-4373	新3歳児26人 新4・5歳児0人※
南光幼稚園	富士見台4-11-3	3990-5171	新3歳児20人 新4・5歳児0人※
りっこう幼稚園	小竹町2-43-12	3972-1152	新3歳児20人 新4・5歳児0人※

※ 新4・5歳児は、在園児の退園等で欠員が生じた場合にのみ利用調整を行います。

2 認定区分の内容

認定区分	学齢	対象の家庭
1号(教育標準時間認定)	3～5歳	教育を必要とする世帯
2号(保育認定)	3～5歳	保育を必要とする世帯

3 認定こども園（2号利用）の申込み方法



パターンA（認定こども園単願の場合）

【申込書の配布・提出先】 希望する認定こども園

【利用調整方法】 各認定こども園を第1希望とする方の中から内定者を決定します。

※ 申込書に第1希望とする認定こども園を記入し、必要書類と合わせてご提出ください。

パターンB（認定こども園を第1希望とし、第2希望以下に初めから保育園等を含める場合）および（当初は認定こども園を第1希望（単願）とするが、非内定時は保育園等も含める場合）

申込書の配布	各認定こども園	
提出先	第1希望分→希望する認定こども園	第1希望を含む、全希望園を記載した申込み →住民登録がある自治体（保育所管課）

【利用調整方法】 認定こども園を第1希望とする方の中から指数等により決定します。

認定こども園に内定した場合、その他保育園等の申込みがあっても、自動的に取下げになります。
認定こども園に内定しなかった場合、引き続き4月1次以降の利用調整を行います。

パターンC（保育園等を第1希望とし、第2希望以下に認定こども園を含める場合）

【申込書の配布・提出先】 住民登録がある自治体の保育所管課

【利用調整方法】 利用調整（優先選考）の対象外です。4月1次から利用調整の対象となります。

※ 認定こども園の利用調整は、第1希望を認定こども園とする方を優先します。そのため、認定こども園を第2希望以下とする方については、第1希望とする方で定員人数が埋まらなかった場合やの欠員が生じた場合等に、4月1次以降、利用調整を行います。

4 認定こども園の申込みスケジュール

1号利用を希望する場合

各認定こども園に直接お問い合わせください。なお、1号利用と2号利用は併願可能です。

2号利用を希望する場合

表面のパターンによって申込みの流れが異なります。

	パターンA	パターンC
	パターンB	
申込書配布	<p>各認定こども園のみ</p> <p>【石神井南】 10月16日（月）～ 土日祝日を除く8:30～16:00</p> <p>【南 光】 10月16日（月）～ 土日祝日を除く9:00～14:00</p> <p>【りっこう】 10月16日（月）～ 土日祝日を除く10:00～14:00 （16日は説明会終了後から配布）</p>	<p>【練馬区在住の方】 10月4日（水）から保育課入園相談係 および光が丘・石神井・大泉の各総合 福祉事務所にて配布 ※ 詳細は「保育利用のご案内」参照</p> <p>【練馬区外在住の方】 練馬区保育課入園相談係までお問い合わせ ください</p>
申込先	各認定こども園	住民登録がある自治体
申込期間	<p>【石神井南】 在園児の方 10月19日（木）～11月1日（水） 10月19日～10月31日は8:30～16:00（平日のみ） 11月1日のみ8:00～13:15</p> <p>新規申込の方 11月1日（水）8:00～13:15</p> <p>【南 光】 10月30日（月）～11月2日（木） 9:00～14:00（11月1日を除く）</p> <p>【りっこう】 11月1日（水）～11月2日（木） 1日は10:00～12:00 2日は10:00～14:00</p>	<p>10月4日（水）～11月17日（金） ※詳細は「保育利用のご案内」参照</p>

5 その他

申込みに必要な書類などは、「令和6年度 保育利用のご案内」をご確認ください。『就労証明書』等、勤務先によっては作成に時間を要するものもありますので、余裕をもってご準備をお願いします。保育料以外に必要な諸費用等については園にお問い合わせください。

【担当】

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 園の教育方針や保育時間などに関すること | ・・・各認定こども園 |
| 申込方法、必要書類、利用調整に関すること | ・・・保育課入園相談係（03-5984-5848） |
| 保育の必要性の認定に関すること | ・・・保育課保育認定係（03-5984-1479） |
| 認定こども園の保育料に関すること | ・・・学務課幼稚園係（03-5984-1347） |